LIXIL Family STORE 住宅購入·紹介版利用規約(案件紹介)

LIXIL Family STORE 住宅購入・紹介版(案件紹介)(以下「本制度」といいます)は、株式会社 LIXIL(以下「LIXIL」といいます)が、LIXILと協定書を締結している得意先ハウスメーカー、地場ビルダー、マンションディベロッパーおよび株式会社 LIXIL 住宅研究所のフランチャイズチェーン加盟店等(以下総称して「LIXIL 協定先」といいます)に対し、第2条②に規定する被紹介者を紹介すること、ならびに被紹介者に LIXIL 商品採用キャッシュバックを行うこと等により被紹介者の住宅購入を支援し、また第2条①に規定する制度対象者のLIXIL およびLIXIL 商品への愛着を醸成し、向上させることを目的としています。

本制度を利用するには、この利用規約(以下「本規約」といいます)をよく読み、本規約に同意いただく 必要があります。

第1条(基本原則)

本規約は、本制度の内容、対象者、LIXIL 商品採用キャッシュバックの支払条件、その他本制度を利用するうえで遵守しなければならない条件等を定めます。

第2条(制度対象者、被紹介者)

本制度は、以下①に該当する者(以下「制度対象者」といいます)が、以下②に該当する者(以下「被紹介者」といいます)を LIXIL に紹介し、当該被紹介者が日本国内に所在する住宅を購入する場合を対象とします。

- ① ㈱LIXIL グループ、㈱LIXIL グループの子会社、関連会社の内、日本国内に本店を有する会社に 勤務する取締役、執行役、監査役その他の役員、正社員および嘱託社員
- ② 制度対象者の配偶者、子、制度対象者またはその配偶者の親、親戚、友人及び知人。ただし、いずれも未成年者を除く。

第3条(対象物件)

本制度は、被紹介者が自己の居住用として購入する新築または中古の戸建住宅およびマンション(以下「対象物件」といいます)を対象とします。

第4条(申込み)

本制度を利用するためには、LIXIL の運営する専用 WEB サイト「LIXIL Family STORE」(以下「専用 WEB サイト」といいます)を使用して、LIXIL に対して LIXIL 所定の紹介申込み手続きを行う必要があります。なお、当該紹介申込み手続きについては、制度対象者が自ら実施しなければならないものとします。

第5条(制度内容、特典)

- (1) 本制度に基づき、LIXILは、以下の事項を実施します。
 - ① 制度対象者に対して、LIXIL 協定先の企業情報および住宅商品等の情報を提供すること。
 - ② 制度対象者からの依頼に基づき被紹介者を住宅購入予定者としてLIXIL協定先に紹介すること。
 - ③ LIXIL 協定先が制度対象者または被紹介者に対して、別途直接提供する特典について、LIXIL

協定先との間で取り決めを行うこと。

- (2) 下記各号の要件を全て満たした場合、LIXIL は被紹介者に対して LIXIL 商品採用キャッシュバック (以下「本特典」といいます)を行います。
 - ①第8条に基づき LIXIL に依頼した日から起算して3年以内に、被紹介者が対象物件を購入したこと。 (購入先はLIXIL 協定先であるか否かを問いません。)
 - ②対象物件が新築の場合は対象物件にLIXIL商品が使用されていること、対象物件が中古の場合は被紹介者への対象物件の引渡し時にLIXIL商品が使用されたリノベーションが完了していること。なお、リノベーションが完了しているとは、被紹介者への対象物件の引渡し時において、LIXIL商品を使用した工事が完了していることをいいます。
 - ③第10条に基づき、所定の報告及び支払い申請を行い、かつこれをLIXILが受理したこと。
- (3) キャッシュバックの金額等は、別途 LIXIL が定め専用 WEB サイトに掲載する条件に従うものとします。
- (4) 本特典は、LIXIL が第 10 条 (2) に基づく確認を毎月 2 5 日までに完了したものについて、その完了月の翌月の 2 5 日 (2 5 日が銀行休業日である場合は直前の銀行営業日) に支払うものとします。なお、本特典の支払いは LIXIL が被紹介者の指定する被紹介者名義の銀行口座に振込むことにより実施するものとします。
- (5) LIXIL は、被紹介者と LIXIL 協定先との間で行われる面談、商談、契約締結等に原則として一切 関与せず、被紹介者と LIXIL 協定先との間で発生する事項に関しては何らの責任および負担も負 わないものとします。
- (6) 被紹介者は、LIXIL 協定先から住宅を購入する義務を負わないものとします。
- (7) 本制度は、LIXIL が制度対象者に対して紹介料等の支払いを行うものではありません。

第6条(被紹介者への事前説明)

制度対象者は、被紹介者に対して、あらかじめ本制度および本規約の内容ならびに LIXIL 協定先が LIXIL の大切な得意先であることを説明し、かつ制度対象者が被紹介者を LIXIL に紹介し、LIXIL が制度対象者からの依頼に基づき被紹介者をLIXIL協定先に紹介することについて、被紹介者から承諾を得るものとします。

第7条(LIXIL協定先)

LIXIL は専用 WEB サイトに LIXIL 協定先を掲載します。

第8条(紹介希望先の選択等)

- (1) 制度対象者は、専用WEBサイトでハウスメーカー3社以上を含む紹介希望先をLIXIL協定先から選択したうえ、当該紹介希望先に対して被紹介者を紹介するようLIXILに依頼するものとします。
- (2) 制度対象者は、以下の LIXIL 協定先については、前項に基づく紹介希望先に含めることができません。
 - ① 過去 5 年以内に、被紹介者がカタログ等の資料の請求、住宅展示場またはモデルルームへの訪問、面談、商談ならびに契約等の締結を実施したことがある LIXIL 協定先。
 - ② 被紹介者を管理対象顧客として名簿に記載または登録している LIXIL 協定先。
- (3) 制度対象者は、第1項に基づく紹介希望先の選択にあたり、あらかじめ被紹介者に対して、第2項

各号の事由の該当の有無を確認しなければなりません。

- (4) 第 2 項に反していることが判明した場合、制度対象者は被紹介者の同意を得て、当該事項が判明した日から 1 週間以内に紹介希望先を選択し直したうえ、これを LIXIL に通知するものとします。
- (5) 制度対象者は、被紹介者が中古住宅の購入を希望する場合、本条第 1 項および第 2 項に基づく 紹介の依頼に加えて、株式会社 LIXIL リアルティに対する被紹介者の紹介を LIXIL に依頼するもの とします。

第9条(申込条件)

- (1) LIXIL は紹介申込み手続きを行った制度対象者(以下「申込者」といいます)が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当該申込みを受諾しない場合があります。
- ① 申込者が制度対象者に該当しない場合。
- ② 申込者が実在しない場合。
- ③ 過去および現在において、申込者が本規約、LIXIL Family STORE 会員規約、LIXIL Family STORE 住宅購入・紹介版利用規約(住宅購入)および LIXIL Family STORE リフォームストア 利用規約のいずれかに違反したことがある場合。
- ④ 紹介申込み内容に虚偽、誤記入、または記入漏れ等があった場合。
- ⑤ その他、紹介申込みを承諾することについて、LIXILが不適当であると判断した場合。
- (2) LIXIL は、被紹介者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、紹介申込みを受諾しない、 被紹介者をLIXIL協定先に紹介しない、または被紹介者に本特典を支払わない等の措置をとること ができるものとします。
- ① 被紹介者が、第2条②に該当しない場合
- ② 被紹介者が実在しない場合。
- ③ 過去および現在において、被紹介者と LIXIL 協定先との間に訴訟、紛争、トラブル等が発生したことがある場合。
- ④ 被紹介者の信用力等に疑念がある場合。
- ⑤ その他、紹介申込みを受諾することについて、LIXILが不適当であると判断した場合。

第10条(報告、申請、LIXIL 商品等使用状況の確認)

- (1) 被紹介者が本特典の支払いを受けるためには、LIXIL 所定の方法により下記①に定める報告を行い、かつ下記②に定める支払い申請書をLIXILに提出する必要があります。この場合、制度対象者は被紹介者に対してこれを実施させるか、制度対象者が被紹介者を代理してこれを行うものとします。
 - ①被紹介者と LIXIL 協定先またはその他の事業者との間で、当該被紹介者が対象物件に関する工事請負契約書または売買契約書を締結した場合は、契約の種類、契約締結日、契約締結先、契約金額、対象物件において使用する LIXIL 商品の名称(リノベーションを実施するときはリノベーションで使用する LIXIL 商品の名称) およびその数量。
 - ②対象物件の引渡しを受け、本特典の支払いを LIXIL に求める場合は、LIXIL 所定の支払い申請 書の提出。
- (2) LIXILは、前項②の支払い申請書を受理した場合は、被紹介者が購入した対象物件を訪問し、当

該住宅における LIXIL 商品の使用状況ならびにリノベーションの状況を確認することができるものとし、制度対象者は、LIXIL がこの確認を円滑に実施することができるように LIXIL に協力するものとします。

第11条(免責事項および損害賠償)

- (1) LIXIL は、専用 WEB サイトおよび本制度を利用したことにより制度対象者、被紹介者または第三者に以下に該当する損害が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。ただし、LIXIL に故意または重過失が認められる場合はこの限りではありません。
 - ①LIXIL が第 15 条または第 17 条の規定に基づき専用 WEB サイトおよび本制度について変更、 追加、削除を行い、または運営を中止、停止、もしくは終了したことによる損害。
 - ②制度対象者が LIXIL に届出、または提供した情報等が漏えい、または消失等したことによる損害 (LIXIL が法令および本規約に違反した場合を除く)。
- (2) 制度対象者は自己または被紹介者が本制度の利用により LIXIL 協定先およびその他の第三者に対して損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって解決し、LIXIL に損害および負担を与えないものとします。
- (3) 制度対象者または被紹介者が本規約に違反し、または不正もしくは違法な行為を行い LIXIL に損害を与えた場合は、LIXIL は当該制度対象者および被紹介者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

第12条(著作権などの帰属)

専用 WEB サイトに掲載される文章、画像もしくはデザイン等に関する著作権、商標権、およびその他の知的財産権は、すべて LIXIL、またはその他の著作権者等の正当な権利者に帰属するものであり、制度対象者はこれらの権利を侵害する行為を行ってはならず、かつ被紹介者に当該権利を侵害する行為を行わせてはならないものとします。

第13条(禁止行為)

- (1) 制度対象者は、専用 WEB サイトおよび本制度を用いて宣伝、広告、営業または販売行為を実施したり、専用 WEB サイトおよび本制度を営利目的に利用してはならないものとします。また、制度対象者は、専用 WEB サイトおよび本制度を不正の目的をもって利用しないものとします。
- (2) 制度対象者は、専用 WEB サイトおよび本制度を利用するにあたり、以下に該当する行為、またはこれに類似する行為を行わないものとします。
 - ① 専用 WEB サイトにおいて制度対象者が利用し得る情報を改ざんする行為。
 - ② 有害なコンピュータープログラム等を送信、または書き込む行為。
 - ③ LIXIL および LIXIL の親会社、子会社、または第三者を誹謗、中傷し、もしくは信用、名誉を傷つける行為。
 - ④ 第三者のプライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
 - ⑤ 公序良俗に反する行為。
 - ⑥ 反社会的勢力との交流および取引、ならびに反社会的勢力への資金等の提供に該当する行為。
 - ⑦ その他本規約および法令に違反する行為、または本規約および法令に違反するおそれのある行

為。

- ⑧ 本制度に関して制度対象者が有する権利を譲渡および貸与する行為、ならびに名義貸しする行為。 為。
- ⑨ その他本規約ならびに制度対象者が LIXIL と合意した事項に反する行為。
- (3) 制度対象者は、本条(1) および(2) に定める制度対象者の義務と同等の義務を被紹介者に 負担させ、かつ遵守させなければならないものとします。
- (4) LIXIL は、本規約に違反する行為、その他不正、違法な行為によって専用 WEB サイトに掲載された情報、その他 LIXIL が専用 WEB サイトの運営上、不適当と判断した情報が専用 WEB サイトに掲載された場合、当該情報を削除する権利を有するものとします。

第14条(個人情報の取扱い)

- (1) LIXIL は、制度対象者の個人情報については、次項に定める目的のほか、LIXIL のプライバシーポリシー(http://www.lixil.co.jp/privacy/)に従い、取り扱うものとします。
- (2) LIXILは、制度対象者から取得した制度対象者の個人情報を、以下の目的で利用することができるものとします。
 - ① 商品、制度および催し物のご案内の送付。
 - ② 商品サポート、メンテナンスの提供。
 - ③ お問い合わせ、ご相談への対応。
 - ④ 保証書の発行、保証制度の提供。
 - ⑤ 各種制度の提供。
 - ⑥ 商品開発、アンケート調査の実施、モニター依頼の実施。
 - ⑦ 制度対象者との合意事項の履行。
 - ⑧ 与信管理、債権回収および債権管理の実施。
- (3) LIXIL は、第8条(1) の依頼に基づき被紹介者の個人情報をLIXIL 協定先に提供するものとし、制度対象者は、LIXIL に被紹介者を紹介するときは必ずLIXIL が制度対象者から知り得た被紹介者の個人情報をLIXIL 協定先に提供することについて事前に被紹介者の承諾を取得するものとします。
- (4) LIXIL は、制度対象者から知り得た被紹介者の個人情報を前項に基づく LIXIL 協定先への提供以外の目的で使用しません。

第15条(本制度の停止、中止等)

- (1) LIXIL は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、制度対象者から事前に承諾を得ることなく、 本制度を停止、または中止することができるものとします。
 - ① 専用 WEB サイトにかかるシステムの保守、点検、修理または変更を行う場合。
 - ② 本制度を提供するために使用している装置、システムにトラブルが発生した場合。
 - ③ 天災地変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本制度の運営が困難な場合。
 - ④ 電気通信事業者の役務がLIXILに提供されない場合。
 - ⑤ 上記各号のほか、本制度の運営上およびその他の理由で一時的な停止、または中止が必要であ

ると LIXIL が判断した場合。

- (2) LIXIL は、本制度の内容の全部、または一部について、制度対象者の承諾を得ることなく、変更、追加、または削除を行うことができるものとします。
- (3) LIXIL が本条に定める措置を実施したことにより制度対象者、被紹介者または第三者が損害を被った場合でも、LIXIL は一切の責任を負わないものとします。

第16条(権利義務の譲渡の禁止)

制度対象者および LIXIL は、専用 WEB サイトおよび本制度に関して自己が有する権利および義務の全部、または一部を第三者に譲渡したり、この権利に対して質権その他の担保権を設定する等の処分を行うことができないものとします。

第17条(営業の終了等)

LIXIL は、LIXIL の事業上の判断により、専用 WEB サイトおよび本制度について、変更を行い、または運営を中止、停止、もしくは終了する場合があります。これらを実施する場合、LIXIL は、これらを実施する日の1か月前までに専用 WEB サイト上にその旨を掲載することにより、制度対象者に対し予告するものとします。

第18条(本規約の変更)

LIXIL は、制度対象者に対して事前に個別の通知を行うことなく、また、制度対象者から事前に承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。なお、変更後の本規約は LIXIL の定める方法により制度対象者に通知した時点からすべての制度対象者に対して効力を生じるものとします。

第19条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行、および解釈については、日本国の法令が適用されるものとします。

第20条(合意管轄裁判所)

本制度または本規約に関して発生する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 (規約の改廃・管理)

- (1) 本規約の主管部署はLIXIL LIXIL ジャパンカンパニー営業開発本部(以下「営業開発本部」といいます)とします。
- (2) 本規約の改廃については、営業開発本部が原案を作成し、LIXIL 代表取締役社長の承認によるものとします。

第22条(効力の発生)

本規約は 2017 年 10 月 30 日より効力を発生し適用されます。